

地震対策補助

阪神・淡路大震災では、死亡原因の77%が圧死、窒息死を占め、焼死が9%であったと報告されています。〔「阪神・淡路大震災調査報告 総集編」より〕

地震の際には、「自分の命は、自分で守る」ことが重要です。そこで、2年間と限定し、命を守る対策として、家具転倒防止や感震ブレーカーの設置に対して補助をおこないます。

対象

▽家具やテレビ、本棚などを固定する転倒防止器具の取り付け

▽食器棚等に中身（食器等）が落下するのを防ぐ器具の取り付け

▽ガラスが破損した際に破片の飛散防止するための用具の取り付け

▽感震ブレーカーの設置

※感震ブレーカーとは 地震時に一定の揺れを感じ自動的に通電を遮断し、電気による火災を防ぐ器具

対象となる器具

▽分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤



▲感震ブレーカー簡易タイプ



▲設置例



(JMDSS0007付2)の規格で定める構造および機能を有するもの

▽簡易タイプ

一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

対象

町内にお住まいの世帯主で、自らの居住用住宅に地震対策を実施したもの

補助内容 1世帯1回

設置費用および購入費用の2/3
補助限度額 1万円（100円未満切捨て）

補助期間 4月1日から平成31年3月31日に購入し設置

申請期間 4月1日から平成31年4月30日

申請に必要なもの

▽設置または、購入のわかるもの（領収書、レシート）

▽地震対策をおこなった器具がわかるもの（説明書、箱やパッケージなど）地震対策後（器具等の設置後）の写真、印鑑 振込先がわかるもの

問合せ先 町民安全課 ☎95-1966



▲感震ブレーカー簡易タイプ



▲感震ブレーカー簡易タイプ

| | |
|----------|--|
| ①器具等の設置 | 自らの居住用の住宅に地震対策（家具転倒防止、感震ブレーカー）をおこないます。 ※アパートなど借家の場合は、貸主の同意を得てから地震対策をおこないます。 申請時には、同意書が必要となります。 |
| ②設置写真の撮影 | 設置後の器具等の写真を撮影します。 |
| ③申請 | 申請に必要なもの（設置写真、説明書等、領収書等、印鑑）をもって、町民安全課窓口で申請書に記載し、申請手続きをおこないます。 ※借家の場合は、同意書・振込先が本人でない場合は、委任状が必要となります。 |
| ④交付決定 | 町民安全課にて、書類等を審査し補助金の交付決定をおこないます。 |
| ⑤請求書の提出 | 請求書（振込先の記入または、振込先のわかるものを持参）を提出します。 |
| ⑥補助金の交付 | 指定口座へ振り込みをします。 |